

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	都市整備部都市整備課三郷駅周辺整備推進室	
契約締結年月日	令和 8 年 8 月 5 日	
業 務 名	(仮称) 三郷駅前地域交流センター内装工事実施設計業務委託 (その 1)	
業 務 の 概 要	三郷駅前地区市街地再開発事業で建設される再開発施設の一角において導入予定の「(仮称) 三郷駅前地域交流センター」の施設整備を目的とした、内装工事を発注するために必要な設計業務	
契約金額 (税込)	金 3 3, 0 0 0, 0 0 0 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社アール・アイ・エー 名古屋支社 支社長 鈴木 哲	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本施設は、「三郷駅前地区市街地再開発事業に係る公共施設内装設計検討支援業務委託公募型プロポーザル」において選定された設計業者 (以下「当該業者」という。) により、基本設計が進められてきたものである。当該業者は、市民からの提案や組合からの意見、駅前という立地特性を踏まえた公共施設コンセプトに基づき、市民・組合との「公共施設内装設計検討」を主導しており、前述の公募型	

	プロポーザル方式により再開発事業及び公共施設建築設計業務に関する専門的知識・実績、優れた技術力・企画力・構想力を有していることが認められている。また、当該業者は本施設が建設される再開発施設全体の建築設計そのものを担当しており、躯体・構造・設備等の詳細情報を保有している。 本業務は、基本設計をもとにレイアウトの再検討を行い、内装実施設計を進めるものである。レイアウトの変更は、吹き抜け等の構造への影響を伴う可能性があるとともに、後述する階避難安全検証（建築基準法施行令第129条並びに平成12年建設省告示第475号及び第510号）への影響を伴う可能性がある。再開発施設全体の鉄骨製作スケジュールの関係上、令和9年4月中に本施設の建築確認申請の変更手続きを行う必要があり、これに要する構造計算・図面修正・階避難安全検証の検討・確認検査機関との協議を行わなければならない。構造に影響するレイアウトについては令和8年10月末までに、階避難安全検証に影響するレイアウトについては令和8年12月末までに、それぞれ確定させなければならない。この限られた期間内で、躯体・構造の詳細情報を前提とした的確な判断を下し、迅速かつ適切に対応できるのは、当該情報を保有し設計経緯を熟知する当該業者以外に存在しない。さらに、本施設には階避難安全検証が導入されており、通常の建築確認申請とは異なる特別な審査を要する。この検証は、レイアウト（間仕切り・開口・排煙・避難経路等）と構造・設備が一体不可分に関連するため、施設全体の建築設計を担当し、その前提条件を完全に把握している当該業者でなければ、検討・申請対応を行うことは事実上不可能であるため。
--	--

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、都市整備部都市整備課三郷駅周辺整備推進室です。